

【医療費の還付】……鈴木

今年も今月 16 日から確定申告が始まります。当事務所でも、いろいろな申告の事案をお受けすることになりますが、その中でも所得税が安くなる医療費控除について再確認したいと思います。

医療費控除ですが、一般的に 1 年間の医療費が 10 万円を超えた方が確定申告をすれば所得税が戻ってきます。10 万円を超えた医療費全額が戻っている方がいますが、正しくは超えた額の最低 5% の所得税（住民税も安くなります）が戻ってきます。例えば、20 万の医療費だと 5 千円還付になるということになります。医療費控除の対象となる医療費とは、医療機関に直接支払った費用に限らず、治療目的で購入した市販のかぜ薬代なども含まれます。治療目的で通院した際の電車やバス代も含むことができます。但し、自家用車やタクシー代は、歩行困難などの理由がなければ対象外です。遠方の病院でしか治療できなければ、そこまでの新幹線代も対象になります。

また、昨年からの医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制が始まりました。健康維持、疾病予防のための一定の取り組みを行う個人がスイッチ OTC 医薬品を病院や薬局で購入した場合、その購入金額が 1 年間に 12,000 円を超えると、その超える部分について所得控除ができます。市販薬全部が当てはまるわけではなく、控除対象薬（スイッチ OTC 医薬品）のみとなります。見分け方は、薬の箱に表記されていますのでそのマークをチェックしてください。最大控除額は従来の医療費控除の方が大きいですが、年間の医療費が 10 万円未満で医薬品の購入が多い場合にはセルフメディケーション税制がお得になるので検討してみて

ください。尚、昨年からの医療費控除の明細書（領収書の添付は不要となりましたが、5 年間保存の必要があります）を添付すれば良いことになりました。

その他にもいろいろな所得控除がありますので是非利用してください。

寒さも厳しいですので体調管理には充分ご注意ください。



あしかがフラワーパーク

世界をあまねく旅行している私ですが、近郊の有名地で訪れてないところが結構あります。今年はそのをなくそうと手始めに「あしかがフラワーパーク」へ行って来ました。

以前から、訪ねたかったところですが最盛期には渋滞がひどく、あきらめていました。しかし、JR 両毛線が公園のすぐ前に昨年新駅を設置したので、訪れた次第です。

季節的には花のシーズンではありませんがイルミネーションが 2 年連続全国 1 位と評判が高く、実際見応えがありました。寒さには閉口しましたが。

暖かくなったら、かの有名な「藤」を見に、是非行きたいと思っています。



今年の格言

「何も考えずにするのが作業、
頭を使ってするのが仕事」

ホームページのご案内

当事務所のホームページです。
ぜひアクセスして下さいね。
ホームページはこの検索サイトでも、
“**所長一筆**” と入力すれば、簡単に見ることが出来ます。

(HP) <http://ishikawatax.com/>

(MAIL) higenoishikawa@yahoo.co.jp